

安来地区電線共同溝 PFI 事業の実施に関する方針等の訂正表（第 1 回）

平成 29 年 8 月 1 日に公表した「安来地区電線共同溝 PFI 事業 実施方針及び要求水準書（案）」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	実施方針本文	2	9	第 1 1 (6) 特定事業の概要 ①事業概要	本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理を P F I 法に基づき実施するものである。	本事業は、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の設計及び工事、並びに電線共同溝（管路部・特殊部・ <u>横断部</u> ）（以下「維持管理対象施設」という。）の維持管理を P F I 法に基づき実施するものである。
2	実施方針本文	3	2	第 1 1 (6) ③ 特定事業の対象範囲	但し、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管は除く	但し、 <u>電線共同溝には、車道舗装復旧を含む。</u> また、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管は除く。
3	実施方針本文	8	25	第 2 5 (1) 応募者の構成 ⑤	応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。	応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。 <u>ただし、同一の者又は相互に資本若しくは人事面において関連のある者が整備工事業務と工事監理業務を実施することはできない。</u>
4	実施方針本文	8	26	第 2 5 (1) 応募者の構成 ⑥	第 1. 1 (6) ②に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。	第 1. 1 (6) ②に掲げる業務等から、 <u>本事業における役割</u> を明らかにすること。 <u>第 1. 1 (6) ②に掲げる業務を実施するものについては、(2)～(6)に示す参加</u>

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
						<u>資格要件を満たすこと。第1.1(6)②に掲げる業務以外の役割を実施するものについては(2)を満たすこと。</u>
5	実施方針本文	13	4	第2.5(4) 工事企業の参加資格要件 ③イ	平成14年4月1日以降に、元請けとして同種工事(上記③に掲げる工事)の経験を有する者であること	平成14年4月1日以降に、元請けとして同種工事(上記②に掲げる工事)の経験を有する者であること
6	実施方針本文	13	22	第2.5(4) 工事企業の参加資格要件 ④ア	建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け評価点数が1,000点以上を有すること。	建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け <u>経営事項</u> 評価点数が1,000点以上を有すること。
7	実施方針本文	20	9	第8.1 問合せ先	広島県広島市中区八丁堀6番30号	広島県広島市中区 <u>上</u> 八丁堀6番30号
8	実施方針 Summary	32	3	1. Administrators of public facilities	Takahide Maruyama, Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism	<u>Shigenobu Kawasaki</u> , Director-General of Chugoku Regional Development Bureau, Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
9	要求水準書(案)	2	10	第1.6. 事業の概要	但し、電線共同溝(管路部)の引込管、連系管は除く	但し、 <u>電線共同溝には、車道舗装復旧を含む。</u> また、電線共同溝(管路部)の引込管、連系管は除く。
10	要求水準書(案)	6	31	第2.1.(3)2)	2) 業務完了時	2) 業務完了時 <u>(工事完了予定日の1ヶ月前までに提出して下さい)</u>
11	要求水準書(案)	7	9	第2.1.(4) 設計図書 設計図	道路詳細設計	<u>歩道</u> 詳細設計
12	要求水準書(案)	15		第3.2.(4) 環境対策表 (複数該当)	車道復旧	車道復旧* *電線共同溝の横断部及び縦断部、路側構造物部の車道舗装復旧

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
13	要求水準書（案）	20	24	第3 2.（16）	（16）下請企業表彰企業の活用について事業者は、提案書において提案した当該下請企業を整備工事において一次下請けとして活用することについて、工事着手に先立ち提出する施工計画書へ反映させるものとする。	削除
14	要求水準書（案）	20	28	第3 2.（17）	（17）技能者の従事計画 事業者は、提案書において提案した技能者の従事計画について工事着手前に提出する施工計画書へ反映させるものとする。	削除
15	要求水準書（案）	20	31	第3 2.（18）	（18）地元企業等活用計画について事業者は、提案書において提案した地元企業等活用計画について、工事着手前に提出する施工計画書へ反映させるものとする。	削除
16	要求水準書（案）	21	2	第3 2.（19）	整備工事は、情報ボックス（電線共同溝、道路管理用ファイバケーブル）の近接工事であるため、	整備工事は、情報ボックス（ <u>道路管理用ファイバケーブル</u> ）の近接工事であるため、
17	要求水準書（案）	26	19	第4 1.（2）1）	事業者は、上記（1）の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理業務責任者を配置し、	事業者は、上記（1）の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理業務責任者を <u>業務従事者より</u> 配置し、
18	要求水準書（案）	29	17	第4 2.（1）	点検業務・補修業務は、電線共同溝の性能を満足することを目的に、関係法令に基づく点検等の業務を含め、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と	点検業務・補修業務は、電線共同溝の性能を満足することを目的に、関係法令に基づく点検等の業務を含め、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と

No.	資料名	頁数	行数	項目	訂正前	訂正後
					必要な補修を行う。	<u>特殊部の蓋の補修を実施する。</u>
19	要求水準書（案）	31	8	第4 3.（4）1）	事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、 抜柱・入線等の係わる調整、指導、管路利用の管理に際して、	事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、 抜柱・入線等の係わる <u>調整、管路利用の管理</u> に際して、
20	要求水準書（案） 別紙7		7	既存ストック	占有者が所有する管路・マンホール（電力、 通信、上水道、下水道）等の既存施設をいう。	<u>占有者</u> が所有する管路・マンホール（電力、 通信、上水道、下水道）等の既存施設をいう。